

第百五十四回国会
衆議院
国土交通委員会
會議録 第十四号

平成十四年五月十七日(金曜日)

午前十一時一分開議

出席委員

委員長 久保 哲司君

理事 木村 隆秀君

理事 橋 康太郎君

理事 古賀 一成君

理事 一川 保夫君

赤城 徳彦君

菅 義偉君

高木 毅君

中馬 弘毅君

西川 京子君

福井 照君

松宮 勲君

阿久津幸彦君

大谷 信盛君

榊床 伸二君

永井 英慈君

平岡 秀夫君

高木 陽介君

大幡 基夫君

原 陽子君

国土交通大臣

国土交通副大臣

国土交通大臣政務官

国土交通大臣政務官

国土交通委員会専門員

委員の異動

五月十七日

辞任

松野 博一君

保坂 展人君

補欠選任

西川 京子君

日森 文尋君

第一類第十号

国土交通委員会議録第十四号

平成十四年五月十七日

同日

辞任

西川 京子君

日森 文尋君

同日

辞任

菅野 哲雄君

菅野 哲雄君

五月十四日

道路運送車両法の一部を改正する法律案内閣提出第八〇号

は本委員会に付託された。

五月十六日

地方生活バス路線の確保等に関する陳情書(和歌山市小松原通一の一井出益弘外八名)(第五四号)

地方の道路整備財源の確保に関する陳情書(静岡県清水市旭町六の八森義)(第五五号)

道路特定財源の確保等に関する陳情書(那覇市泉崎一の三伊良皆高吉)(第五六号)

道路運送車両法改正によるリコール命令制度導入等に関する陳情書(東京都千代田区霞が関一の一の三本林徹)(第五七号)

沼南中央特定土地地区画整理事業の継続及び早期事業化の再開に関する陳情書(千葉県東葛飾郡沼南町大島田四八の一藤川清)(第五八号)

北陸新幹線の整備促進等に関する陳情書(富山市新総曲輪一の七東保和雄外六名)(第五九号)

は本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件

道路運送車両法の一部を改正する法律案(内閣提出第八〇号)

○久保委員長 これより会議を開きます。

冒頭、委員各位に一言おわびを申し上げます。

本日、公報でもって、十時十分開会ということ

で御連絡を差し上げたところでございますけれども、

昨夕、衆参国会の全体の流れの中で、やむを得ず十一時開会ということ、委員部を通じて各

各位には御連絡を差し上げたところでございませ

すけれども、万に一つ、漏れて御不自由、御不便

をおかけした向きがあったやもしれませんので、

その点についておわびを申し上げます。

以後、かかることのないように注意をしたいと思います。

よろしくお願いをいたします。

○久保委員長 内閣提出、道路運送車両法の一部を改正する法律案を議題といたします。

趣旨の説明を聴取いたします。国土交通大臣扇千景君。

道路運送車両法の一部を改正する法律案(本号末尾に掲載)

○属国務大臣 ただいま議題となりました道路運送車両法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

我が国の自動車保有台数は、今日、七千六百万台を超え、自動車は国民各層に普及し、まさに国民生活に欠くことのできないものとなっております。

私も、こうした現状を踏まえ、自動車に関する諸課題に適切に取り組む、自動車に関する安全確保と環境保全が十分に図られ、時代の要請に対応した自動車社会が形成されるよう努めなければなりません。そのためには、最近における自

動車の技術進歩や使用実態の多様化などの状況を踏まえ、諸制度の見直しを適切に行うことが必要です。

具体的に申し上げますと、自動車の登録制度等を、新たに整備される使用済み自動車のリサイクルシステムと整合がとれ、運行停止後に輸出に回る自動車の実態も明らかとなる仕組みに改め、これにより年間約五百万台に上る使用済み自動車が不法投棄されることなく、自動車のリサイクルが促進されるようにすることが必要となっております。

また、悪質な不正改造車が自動車交通における安全上の問題や騒音等の公害の発生をもたらす大きな問題になっていることから、こうした不正改造車の取り締まり強化に対する社会的要請に適切にこたえていかなければなりません。

さらに、自動車の設計や製作の過程に起因するふぐあいが発生した場合に自動車メーカー等が修理、回収を行う自動車リコール制度についても、近年、社会的に大きな問題となったリコール違反事件が発生したことを踏まえ、リコールの実施をより確実なものとするための措置を講じるとともに、チャイルドシート等のいわゆる後付け装置の大量普及等の状況に対応して、後付け装置に関するリコール制度を導入する必要性が生じています。

このほか、規制改革推進三カ年計画に基づき整備管理者の選任を義務づけている範囲を見直すなど、自動車の技術進歩や使用実態の変化を踏まえ、道路運送車両の保安及び環境保全を適切に図っていく必要があります。

このような趣旨から、このたびこの法律案を提案することとした次第でございます。

次に、その要旨を御説明申し上げます。

第一に、自動車の抹消登録制度等について、自

動車の不法投棄を防止するとともに、そのリサイクルを促進する観点から、当該自動車を使用済み自動車の再資源化等に関する法律に規定する手段により解体されたことを確認した上で抹消登録等をする」とし、あわせて、輸出に係る抹消登録等の制度を整備することとしたしております。

第二に、整備管理者の選任義務について、自動車の技術進歩、使用実態の変化等を踏まえ、整備管理者の選任を義務づけている自動車の範囲を、自動車の点検及び整備に関し特に専門的知識を必要とするものに限定することとし、資格要件については国土交通省令で定めることとしております。

第三に、不正改造車に対する整備命令手続について、不正改造車を撲滅するためにその手続を強化するとともに、不正改造等の行為そのものを禁止する規定を設けることとしております。

第四に、自動車リコール制度について、自動車製作者等による欠陥車の修理、回収が確実に行われるようにするため、リコール命令権の創設及び罰則の強化を図るとともに、後づけ装置に関するリコール制度を整備することとしております。

以上が、この法律案の提案理由及び要旨でございます。

この法律案が速やかに成立いたしますよう、御審議をよろしくお願い申し上げます。ありがとうございます。

○久保委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

次回、来る二十二日水曜日午前十時二十分理事會、午前十時三十分委員會を開會することとし、本日は、これにて散會いたします。

道路運送車両法の一部を改正する法律案

道路運送車両法の一部を改正する法律

道路運送車両法(昭和二十六年法律第百八十五号)の一部を次のように改正する。

目次中「自動車の登録を」「自動車の登録等」に、「道路運送車両の検査を」「道路運送車両の検査等」に改める。

第一条中「公証を」「公証等」に改め、「公害の防止の下に」「その他の環境の保全」を加え、「あわせて」を併せて「に改める。

第二条に次の一項を加える。

8 この法律で「使用済自動車」とは、使用済自動車の再資源化等に関する法律(平成十四年法律第号)による使用済自動車をいう。

「第一章 自動車の登録を」「第二章 自動車の登録等」に改める。

第七條第一項中「左に」を「次に」に、「第十六條第二項のまつ消登録証明書」を「第十五條の二第五項、第十六條第二項若しくは第八項の一時抹消登録証明書」に、「呈示を」を「提示に改め、同條第三項第三号中「抹消登録を」「一時抹消登録を」に、「抹消登録証明書」を「一時抹消登録証明書」に改める。

第十二條第一項中「但しを」を「ただし」に、「まつ消登録を」「永久抹消登録」に改める。

第十五條の前の見出しを削り、同條に見出しとして「永久抹消登録」を付し、同條第三項中「まつ消登録を」「永久抹消登録」に改め、同條を同條第五項とし、同條第二項中「前項を」を「第一項に、まつ消登録を」「永久抹消登録」に改め、同條を同條第四項とし、同條第一項中「左に」を「次に」に改め、「あつた日」の下に「(当該事由が使用済自動車の解体である場合にあつては、使用済自動車の再資源化等に関する法律による情報管理センター(以下単に「情報管理センター」という。)に当該自動車同法の規定に基づき適正に解体された旨の報告がされたことを証する記録として政令で定める記録(以下「解体報告記録」という。)がなされたことを知つた日」を加え、「まつ消登録を」「永久抹消登録」に改め、同條の次に次の二項を加える。

2 引取業者(使用済自動車の再資源化等に関する法律による引取業者をいう。第百條第一項第三号において同じ。)は、同法の規定に基づきその取扱ひに係る登録自動車の解体報告記録がなされたことを確認し、これを確認したときは、自らが当該自動車の所有者である場合を除き、その旨を当該自動車の所有者に通知するものとする。

登録自動車の所有者は、使用済自動車の解体に係る第一項の申請をするときは、同項の解体報告記録がなされた日及び車台番号その他の当該解体報告記録が当該自動車に係るものであることを特定するために必要な事項として国土交通省令で定める事項を明らかにしなければならない。

第十五條の次に次の一條を加える。

(輸出抹消登録)

第十五條の二 登録自動車(国土交通省令で定めるものを除く)の所有者は、その自動車を輸出しようとするときは、当該輸出の予定日から国土交通省令で定める期間さかのぼつた日から当該輸出をする時までの間に、輸出抹消登録の申請をし、かつ、次項の規定による輸出抹消登録証明書の交付を受けなければならない。ただし、その自動車を一時的に輸出した後本邦に再輸入することが見込まれる場合であつて輸出抹消登録を受けさせる必要性に乏しいものとして国土交通省令で定めるものに該当する場合に、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

2 国土交通大臣は、前項の申請に基づき輸出抹消登録をしたときは、申請者に対し、当該自動車について輸出が予定されている旨が記載され、かつ、当該輸出の予定日まで有効期間とする輸出抹消登録証明書を交付するものとする。

3 国土交通大臣は、第一項の申請に基づき輸出抹消登録をしたときは、税関長に対し、当該自動車の輸出の予定日が経過した後速やかに、前項に規定する輸出抹消登録証明書の具備に

ついて関税法(昭和二十九年法律第六十一号)第七十條第二項の確認をしたことその他当該自動車の輸出の事実を確認するために必要な照会をしなければならない。この場合において、国土交通大臣は、当該自動車の輸出の事実を確認したときは、輸出抹消登録をするものとする。

4 第二項の規定により交付を受けた輸出抹消登録証明書に係る自動車が出たことなく当該輸出抹消登録証明書の有効期間が満了したときは、当該自動車の所有者は、当該有効期間が満了した日から十五日以内に、国土交通大臣に当該輸出抹消登録証明書を返納しなければならない。

5 国土交通大臣は、前項の規定その他の事由により輸出抹消登録証明書の返納を受けたときは、次條第一項の規定による一時抹消登録の申請があつたものとみなして一時抹消登録をし、当該自動車の所有者に対し、一時抹消登録証明書を交付するものとする。

第十六條に見出しとして「一時抹消登録」を付し、同條第一項中「所有者は」の下に、「前二條に規定する場合を除くほか」を加え、「まつ消登録を」「一時抹消登録」に改め、同條第二項中「まつ消登録を」「一時抹消登録」に、「まつ消登録証明書」を「一時抹消登録証明書」に改め、同條に次の六項を加える。

3 一時抹消登録を受けた自動車(国土交通省令で定めるものを除く)の所有者は、次に掲げる場合には、その事由があつた日(当該事由が使用済自動車の解体である場合にあつては、解体報告記録がなされたことを知つた日)から十五日以内に、国土交通省令で定めるところにより、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

一 当該自動車が増失し、解体し(整備又は改造のために解体する場合を除く)、又は自動車の用途を廃止したとき。
二 当該自動車の車台が当該自動車の新規登録の際存したものになつたとき。

4 第十五条第二項及び第三項の規定は、使用済自動車解体に係る前項の規定による届出をする場合について準用する。この場合において、これらの規定中「登録自動車」とあるのは、「一時抹消登録を受けた自動車」と読み替えるものとする。

5 一時抹消登録を受けた自動車(国土交通省令で定めるものを除く。)の所有者は、その自動車を輸出しようとするときは、当該輸出の予定日から国土交通省令で定める期間さかのぼった日から当該輸出をする時までの間に、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣にその旨の届出をし、かつ、次項の規定による輸出予定届出証明書の交付を受けなければならない。この場合においては、国土交通大臣に当該自動車に係る一時抹消登録証明書を返納しなければならない。

6 国土交通大臣は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出をした者に対し、当該自動車について輸出が予定されている旨が記載され、かつ、当該輸出の予定日までを有効期間とする輸出予定届出証明書を交付するものとする。

7 前条第三項及び第四項の規定は、一時抹消登録を受けた自動車の輸出に係る第五項の規定による届出があつた場合について準用する。この場合において、同条第三項中「輸出抹消登録証明書」とあるのは「輸出予定届出証明書」と、「輸出抹消登録」とあるのは「その旨を自動車登録ファイルに記録」と、同条第四項中「第二項」とあるのは「第十六条第六項」と、「輸出抹消登録証明書」とあるのは「輸出予定届出証明書」と読み替えるものとする。

8 国土交通大臣は、前項において準用する前条第四項の規定その他の事由により輸出予定届出証明書の返納を受けたときは、その旨を自動車登録ファイルに記録するとともに、当該自動車の所有者に対し、一時抹消登録証明書を交付するものとする。

第十七条及び第十八条を次のように改める。
(届出記録)

第十七条 国土交通大臣は、第十五条の二第一項ただし書又は前条第三項若しくは第五項の規定による届出があつたときは、その旨を、政令で定めるところにより、第六条第一項の電子情報処理組織によつて、自動車登録ファイルに記録するものとする。
(自動車登録ファイルの正確な記録を確保するための措置)

第十八条 国土交通大臣は、一時抹消登録をした自動車について、国土交通省令で定める期間が経過してもなお第十六条第三項又は第五項の規定による届出がなされないことその他の事情から判断して、当該自動車の所有者が正当な理由がなくこれらの規定に違反しており、又は違反するおそれがあると認めるときは、これらの規定による届出をなすべき旨の催告その他の当該自動車に係る自動車登録ファイルの正確な記録を確保するために必要と認められる措置を講ずることができる。

2 一時抹消登録を受けた自動車について所有者の変更があつたときは、旧所有者は、次項の規定により当該所有者の変更について自動車登録ファイルに記録がなされた場合その他の国土交通省令で定める場合を除き、当該所有者の変更があつた旨を証明することができるときは、国土交通省令で定める期間保存し、国土交通大臣から求められたときは、これを提示し、又は提出しなければならない。

3 一時抹消登録を受けた自動車について所有者の変更があつたときは、新所有者は、政令で定めるところにより、当該所有者の変更について自動車登録ファイルに記録を受けることができる。

第二十條第一項中「各号の一」を「各号のいずれかに改め、同項第二号を次のように改める。

二 第十五条第一項の申請に基づく永久抹消登録、第十五条の二第一項の申請に基づく輸出抹消登録又は第十六条第一項の申請に基づく一時抹消登録を受けたとき。
第二十條第一項第三号中「第十五条第三項を「第十五条第五項」に、「抹消登録」を「永久抹消登録」に改める。

第二十一条第一項中「まつ消登録をした自動車」を「永久抹消登録、輸出抹消登録又は一時抹消登録をした自動車」に、「まつ消登録をした日」を「それぞれ、永久抹消登録にあつては当該永久抹消登録をした日、輸出抹消登録にあつては当該輸出抹消登録をした日、一時抹消登録にあつては第十六条第三項の規定による届出に係る第十七条の規定による記録をした日又は第十六条第七項において準用する第十五条の二第三項後段の規定による記録をした日」に改める。

第三十三条第一項中「左」を「次に」に、「まつ消登録証明書(まつ消登録)」を「一時抹消登録証明書(一時抹消登録)」に改める。

第四十条から第四十二条までの規定、第四十四条及び第四十六条中「公害防止」の下に、その他の環境保全を加える。

第五十条の見出しを「(整備管理者)」に改め、同条第一項を次のように改める。

自動車の使用者は、自動車の点検及び整備並びに自動車庫の管理に関する事項を処理させるため、自動車の点検及び整備に関し特に専門的知識を必要とする認められる車両総重量八トン以上の自動車その他の国土交通省令で定める自動車であつて国土交通省令で定める台数以上のものの使用の本拠ごとに、自動車の点検及び整備に関する実務の経験その他のについて国土交通省令で定める一定の要件を備える者のうちから、整備管理者を選任しなければならない。
第五十一条を次のように改める。

第五十一条 削除

第五十四条第一項中「あるとき」の下に「(次条第一項に規定するときを除く。)」を、「整備」の下

に「行うべきこと」を加え、同項に後段として次のように加える。
この場合において、地方運輸局長は、保安基準に適合しない状態にある当該自動車の使用者に対し、当該自動車が保安基準に適合するに至るまでの間の運行に関し、当該自動車の使用の方法又は経路の制限その他の保安上又は公害防止その他の環境保全上必要な指示をすることができる。

第五十四条第二項中「命令」の下に「又は指示」を加え、「し、又は当該自動車の使用の方法若しくは経路を制限を削り、同条の次に次の一条を加える。

第五十四条の二 地方運輸局長は、自動車(小型特殊自動車を除く。)が保安基準に適合しない状態にあり、かつ、その原因が自動車又はその部分の改造、装置の取付け又は取り外しその他これらに類する行為に起因するものと認められるときは、当該自動車の使用者に対し、保安基準に適合させるために必要な整備を行うべきことを命ずることができる。この場合において、地方運輸局長は、当該自動車の使用者に対し、当該自動車が保安基準に適合するに至るまでの間の運行に関し、当該自動車の使用の方法又は経路の制限その他の保安上又は公害防止その他の環境保全上必要な指示をすることができる。

2 地方運輸局長は、前項の規定により整備を命じたときは、当該自動車の前面の見やすい箇所に、国土交通省令で定めるところにより、整備命令標章をはり付けなければならない。

3 何人も、前項の規定によりはり付けられた整備命令標章を破損し、又は汚損してはならず、また、第五項の規定により第一項の規定による命令を取り消された後でなければこれを取り除いてはならない。

4 第一項の規定による命令を受けた自動車の使用者は、当該命令を受けた日から十五日以内に、地方運輸局長に対し、保安基準に適合させるために必要な整備を行った当該自動車及び当

該自動車に係る自動車検査証を提示しなければならない。

5 地方運輸局長は、前項の提示に係る自動車が保安基準に適合するに至ったときは、直ちに第一項の規定による命令を取り消さなければならない。

6 地方運輸局長は、自動車の使用者が第一項の規定による命令若しくは指示に従わなるとき又は第三項若しくは第四項の規定に違反したときは、六月以内の期間を定めて、当該自動車の使用を停止することができる。

7 前項の処分に係る自動車の使用者は、同項の規定による自動車の使用の停止の期間の満了の日までに当該自動車が保安基準に適合するに至らないときは、当該期間の満了後も当該自動車が保安基準に適合するに至るまでの間は、これを運行の用に供してはならない。

「第五章 道路運送車両の検査」を「第五章 道路運送車両の検査等」に改める。

第六十三条の二第三項中「第二項の下に」又は第二項を、「自動車製作者等」の下に「又は装置製作者等」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項中「基準不適合自動車」の下に「又は基準不適合特定後付装置」を、「自動車製作者等」の下に「又は同条第二項の規定による届出をした装置製作者等」を、「認めるときは」の下に「第一項又は」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項中「この項の下に」及び次項を加え、「次条第一項及び第二項」を「次条第一項から第三項まで」に改め、同項の次に次の一項を加える。

2 国土交通大臣は、前条第一項の場合において、保安基準に適合していないおそれがあると認める同一の型式の一定の範囲の装置（自動車の製作の過程において取り付けられた装置その他現に自動車に取り付けられている装置であつてその設計又は製作の過程からみて前項の規定により当該自動車の自動車製作者等が改善措置を講ずることが適当と認められるものを除く。以下「後付装置」という。）であつて主として後付

装置として大量に使用されていると認められる政令で定めるもの（以下「特定後付装置」という。）について、その原因が設計又は製作の過程にあると認めるときは、当該特定後付装置（自動車の装置を輸入することを業とする者以外の者が輸入した特定後付装置その他国土交通省令で定める特定後付装置を除く。以下「基準不適合特定後付装置」という。）を製作し、又は輸入した装置製作者等（自動車の装置の製作を業とする者又は外国において本邦に輸出される自動車の装置を製作することを業とする者から当該装置を購入する契約を締結している者であつて当該装置を輸入することを業とするものをいう。以下この条、次条第二項から第四項まで及び第六十三条の四第一項において同じ。）に対し、当該基準不適合特定後付装置を保安基準に適合させるために必要な改善措置を講ずべきことを勧告することができる。

第六十三条の二に次の一項を加える。

5 国土交通大臣は、第一項又は第二項に規定する勧告を受けた自動車製作者等又は装置製作者等が、前項の規定によりその勧告に従わなかつた旨を公表された後において、なお、正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかつたときは、当該自動車製作者等又は装置製作者等に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

第六十三条の三第三項中「自動車製作者等」の下に「又は第二項の規定による届出をした装置製作者等」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項中「国土交通大臣は」の下に「第一項又は」を、「当該自動車」の下に「又は特定後付装置」を、「自動車製作者等」の下に「又は装置製作者等」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 装置製作者等は、その製作し、又は輸入した同一の型式の一定の範囲の特定後付装置が保安基準に適合しなくなるおそれがある状態又は適

合していない状態にあり、かつ、その原因が設計又は製作の過程にあると認める場合において、当該特定後付装置について、保安基準に適合しなくなるおそれなくするため又は保安基準に適合させるために必要な改善措置を講じようとするときは、あらかじめ、国土交通大臣に次に掲げる事項を届け出なければならない。

一 保安基準に適合しなくなるおそれがある状態又は適合していない状態にあると認める特定後付装置の状況及びその原因

二 改善措置の内容

三 前二号に掲げる事項を当該特定後付装置の使用者に周知させるための措置その他の国土交通省令で定める事項

第六十三条の四第一項中「輸入した自動車製作者等」の下に「若しくは基準不適合特定後付装置を製作し、若しくは輸入した装置製作者等」を、「届出をした自動車製作者等」の下に「若しくは同条第二項の規定による届出をした装置製作者等」を、「当該自動車製作者等」の下に「若しくは装置製作者等」を加える。

第六十九條第一項中「あつた日」の下に（当該事由が使用済自動車の解体である場合にあつては、解体報告記録がなされたことを知つた日）を加え、同条第三号中「当該自動車について」の下に「第十五条の二第一項の申請に基づく輸出抹消仮登録又は」を加え、「抹消登録」を「一時抹消登録」に改め、同項に次の一号を加える。

四 当該自動車について次条第三項の規定による届出に基づく輸出予定届出証明書の交付がされたとき。

第六十九條第二項中「第五十四條第二項」の下に「又は第五十四條の二第六項」を加え、同条第三項中「したとき」の下に「又は第五十四條の二第六項の規定による自動車の使用の停止の期間が満了したとき」を加え、同条の次に次の二条を加える。

（解体等又は輸出に係る届出）

第六十九條の二 検査対象軽自動車又は二輪の小型自動車（国土交通省令で定めるものを除く。）の所有者は、当該自動車について前条第一項第一号又は第二号に掲げる事由があつたときは、その事由があつた日（当該事由が使用済自動車の解体である場合にあつては、解体報告記録がなされたことを知つた日）から十五日以内に、国土交通省令で定めるところにより、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

2 第十五条第二項及び第三項の規定は、使用済自動車の解体に係る前項の規定による届出をする場合について準用する。この場合において、これらの規定中「登録自動車」とあるのは、「検査対象軽自動車又は二輪の小型自動車」と読み替へるものとする。

3 検査対象軽自動車又は二輪の小型自動車（国土交通省令で定めるものを除く。）の所有者は、その自動車を輸出しようとするときは、当該輸出の予定日から国土交通省令で定める期間さかのぼつた日から当該輸出をする時までの間に、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣にその旨の届出をし、かつ、次項の規定による輸出予定届出証明書の交付を受けなければならない。ただし、その自動車を一時的に輸出した後、本邦に再輸入することが見込まれる場合であつて当該届出をさせる必要性に乏しいものとして国土交通省令で定めるものに該当する場合においては、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

4 国土交通大臣は、前項本文の規定による届出があつたときは、当該届出をした者に対し、当該自動車について輸出が予定されている旨が記載され、かつ、当該輸出の予定日までを有効期間とする輸出予定届出証明書を交付するものとする。

5 第十五条の二第三項及び第四項の規定は、検査対象軽自動車又は二輪の小型自動車の輸出に

係る第三項本文の規定による届出があつた場合について準用する。この場合において、同条第三項中「輸出抹消登録証明書」とあるのは、輸出予定届出証明書と、「輸出抹消登録」とあるのは、「その旨を第七十二条第一項に規定する軽自動車検査ファイル又は二輪自動車検査ファイルに記録」と、同条第四項中「第二項」とあるのは、第六十九条の二第四項と、「輸出抹消登録証明書」とあるのは「輸出予定届出証明書」と読み替へるものとする。

6 国土交通大臣は、前項において準用する第十五条の二第四項の規定その他の事由により輸出予定届出証明書の返納を受けたときは、その旨を第七十二条第一項に規定する軽自動車検査ファイル又は二輪自動車検査ファイルに記録するものとする。

(準用規定)

第六十九条の三 第十八条の規定は、自動車検査証が返納された検査対象軽自動車又は二輪の小型自動車について準用する。この場合において、同条中「自動車登録ファイル」とあるのは「第七十二条第一項に規定する軽自動車検査ファイル又は二輪自動車検査ファイル」と、同条第一項中「第十六条第三項又は第五項」とあるのは「第六十九条の二第二項又は第三項」と、同条第二項中「次項」とあるのは「第六十九条の三において準用する第十八条第三項」と読み替へるものとする。

第七十一条の二第一項中「抹消登録を」と、「一時抹消登録証明書」に改め、同条第六項中「抹消登録証明書」と、「一時抹消登録証明書」に改める。

第七十二条第一項中「及び自動車検査証を」と、「第六十九条の二第一項及び第三項の規定による届出並びに自動車検査証及び自動車検査証返納証明書」に改め、「第六条第一項の」を削り、同条の次に次の二条を加える。

(軽自動車検査ファイル等の記録の保存)

第七十二条の二 自動車検査証が返納された検査

第一類第十号

国土交通委員会議録第十四号

平成十四年五月十七日

対象軽自動車又は二輪の小型自動車に係る前条第一項に規定する軽自動車検査ファイル又は二輪自動車検査ファイルの記録は、第六十九条の二第二項の規定による届出に係る前条第一項の規定による記録をした日又は第六十九条の二第五項において準用する第十五条の二第三項後段の規定による記録をした日から五年間保存しなければならない。

(証明書の交付)

第七十二条の三 検査対象軽自動車又は二輪の小型自動車の所有者は、国土交通大臣に対し、第七十二条第一項に規定する軽自動車検査ファイル又は二輪自動車検査ファイルに記録されている事項を証明した書面の交付を請求することができる。

第七十四条第一項中「第三項まで」の下に「及び第五十四条の二第三項、第四項及び第七項を除く。」を加え、「及び同条」を並びに第五十四条に改める。

第七十五条第一項及び第七十五条の二第一項中「公害の防止」の下に「その他の環境の保全」を加える。

第七十六条の二中「公害を防止する」を「公害の防止その他の環境の保全を図る」に、「あわせて」を併せてに改める。

第七十六条の二中「各号の」を「各号のいづれか」に改め、同条第二号中「若しくは販売を」と、「販売、引取り、解体若しくは破砕」に改める。

第七十六条の二第三号中「公害の防止」の下に「その他の環境の保全」を加える。

第七十六条の二第五号中「若しくは販売を」と、「販売、引取り、解体若しくは破砕」に改める。

第九十四条の五第一項中「抹消登録を」と、「一時抹消登録を」と、「一時抹消登録を」と、「抹消登録証明書」を「一時抹消登録証明書」に改める。

第九十七条の二第二項中「第七十四条の三」を「第七十四条の四」に、「呈示を」と「提示」に改める。

第九十七条の四第一項中「第七十四条の三」を

「第七十四条の四」に改める。

第九十九条中「公害防止」の下に「その他の環境保全」を加え、同条の次に次の二条を加える。

(不正改造等の禁止)

第九十九条の二 何人も、第五十八条第一項の規定により有効な自動車検査証の交付を受けている自動車又は第九十七条の三第一項の規定により使用の届出を行つていない検査対象外軽自動車について、自動車又はその部分の改造、装置の取付け又は取り外しその他これらに類する行為であつて、当該自動車が保安基準に適合しないこととなるものを行つてはならない。

(情報管理センターに対する照会)

第九十九条の三 国土交通大臣は、情報管理センターに対し、国土交通省令で定めるところにより、解体報告記録に関し、必要な事項を照会することができる。

第百条第一項中第十一号を第十二号とし、第三号から第十号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。

三 引取業者

第百条第一項に次の一号を加える。

十三 情報管理センター

第百二条第一項中「第七号から第九号」を「第四号又は第九号から第十一号」に改め、同項中第十二号を第十四号とし、第九号から第十一号までを二号ずつ繰り下げ、同項第八号中「自動車検査証返納証明書」の下に「又は第七十二条の三の規定による証明書」を加え、同号を同項第十号とし、同項中第七号を第九号とし、第三号から第六号までを二号ずつ繰り下げ、同項第二号中「又は第十六条第一項の抹消登録を」と、「輸出抹消登録又は一時抹消登録」に改め、同号の次に次の二号を加える。

三 第十五条の二第五項又は第十六条第八項の規定による一時抹消登録証明書の交付を受ける者

四 輸出予定届出証明書の交付を申請する者

第百二条第二項中「第二号、第五号、第七号

から第十号まで又は第十二号」を「から第四号まで、第七号、第九号から第十二号まで又は第十四号」に改める。

第百四条中「経過措置」の下に「罰則に関する経過措置を含む。」を加える。

第百六条の二中「五十万円」を「百万円」に改め、同条を第百六条の三とし、第百六条の次に次の一条を加える。

第百六条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第六十三条の二第五項の規定による命令に違反した者

二 第六十三条の三第一項又は第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

三 第六十三条の四第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対し陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第百七条中「各号の」を「各号のいづれかに」、「三十万円」を「五十万円」に改める。

第百八条中「各号の」を「各号のいづれかに」、「二十万円」を「三十万円」に改め、同条第一号中「第五十八條第一項又は第六十九條第二項」を「第五十四條の二第七項、第五十八條第一項、第六十九條第二項又は第九十九條の二」に改め、同条第二号中「第五十四條第二項」の下に「又は第五十四條の二第六項」を加える。

第百九条中「各号の」を「各号のいづれかに」、「三十万円」を「五十万円」に改め、同条第一号中「第二十條第四項」の下に「第五十四條の二第四項」を加え、同条中第十号を第十一号とし、第七号から第九号までを一号ずつ繰り下げ、同条第六号中「第五十四條第一項」の下に「又は第五十四條の二第二項」を、「命令」の下に「又は指示」を加え、同号を同条第七号とし、同条中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 第十五条の二第二項本文の規定による申請をせず、又は虚偽の申請をして輸出した者
第百十條第一項中「各号の二」を「各号のいずれかに」、「二十万円」を「三十万円」に改め、同項第三号中「第三十條第一項」を「第十六條第三項、第三十條第一項」に、「第六十三條の三第三項」を「第六十三條の三第四項」に改め、「第六十三條の四第一項」を削り、「第八十一條」を「第六十九條の二第一項、第八十一條」に改め、同項第八号中「第六十三條の四第一項又は」を削り、同号を同項第九号とし、同項中第七号を第八号とし、第四号から第六号までを一号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の一号を加える。

四 第十五条の二第二項ただし書、第十六條第五項又は第六十九條の二第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をして輸出した者
第百十一條中「第百七條から前条まで(同条第一項第七号及び同条第二項を除く。)」を「次の各号に掲げる規定に」、「その法人又は人に」を「その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に」に改め、同条に次の各号を加える。

一 第百六條の二 二億円以下の罰金刑
二 第百七條から前条まで(同条第一項第八号及び同条第二項を除く。) 各本条の罰金刑
第百十一條の二を削る。

第百十二條第一項中「第二十七條第三項」を「第十五條の二第四項(第十六條第七項又は第六十九條の二第五項において準用する場合を含む。)、第十八條第二項(第六十九條の三において準用する場合を含む。)、第二十七條第三項」に、「二十万円」を「三十万円」に改め、同条第二項中「各号の二」を「各号のいずれかに」、「二十万円」を「三十万円」に改める。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定

は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条の改正規定(「公害の防止」の下に)その他の環境の保全を加える部分及び「あわせ」を併せて改める部分に限る。)、第四十條から第四十二條まで、第四十四條及び第四十六條の改正規定、第六十三條の二に一項を加える改正規定(装置製作者等に係る部分を除く。)、第七十五條、第七十六條の二、第七十七條の二、第九十七條の四及び第九十四條の改正規定、第百六條の二の改正規定、同条を第百六條の三とする改正規定、第百六條の次に一項を加える改正規定(第六十三條の三第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者に係る部分を除く。)、第百七條の改正規定、第百八條の改正規定(各号の二)を「各号のいずれかに」、「二十万円」を「三十万円」に改める部分に限る。)、第百九條の改正規定(各号の二)を「各号のいずれかに」、「三十万円」を「五十万円」に改める部分に限る。)、第百十條の改正規定(同条第一項中「各号の二」を「各号のいずれかに」、「二十万円」を「三十万円」に改める部分、同項第三号中「第六十三條の四第一項」を削る部分及び同項第八号中「第六十三條の四第一項又は」を削る部分に限る。)、第百十一條の改正規定、第百十一條の二を削る改正規定、第百十二條第一項の改正規定(「二十万円」を「三十万円」に改める部分に限る。)、同条第二項の改正規定、附則第十二條の規定(地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)附則第三十二條第八項の改正規定中「公害防止」の下に)その他の環境保全を加える部分に限る。並びに附則第十九條の規定 公布の日から起算して六月を経過した日

二 第五十條、第五十一條及び第五十四條の改正規定、第五十四條の次に一項を加える改正規定、第六十九條第二項及び第三項の改正規定、第七十四條の改正規定、第九十九條の次に二項を加える改正規定(第九十九條の二に係る部分に限る。)、第百八條第一号及び第二号の改正規定、第百九條第一号及び第六号の改正規定並びに附則第十五條の規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

三 第六十三條の二の改正規定、同条に一項を加える改正規定(装置製作者等に係る部分に限る。)、第六十三條の三及び第六十三條の四の改正規定、第百六條の次に一項を加える改正規定(第六十三條の三第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者に係る部分に限る。)、並びに第百十條第一項第三号の改正規定(第六十三條の三第三項)を「第六十三條の三第四項」に改める部分に限る。 公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日

(経過措置)
第二条 この法律による改正後の道路運送車両法(以下「新法」という。))第十五條第一項、第十六條第三項、第六十九條第一項及び第六十九條の二第二項の規定(使用済自動車の解体に係る部分に限る。)、は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。))以後に使用済自動車の再資源化等に関する法律の規定により所有者から引取業者に引き渡された自動車について適用し、施行日前に引き渡された自動車については、なお従前の例による。

第三条 新法第十五條第一項、第十六條第三項、第六十九條第一項及び第六十九條の二第二項の規定(使用済自動車の解体に係る部分を除く。))は、施行日以後にこれらの規定に掲げる事由に該当することとなる自動車について適用し、施行日前に当該事由に該当することとなった自動車については、なお従前の例による。

第四条 新法第十五條の二第一項、第十六條第五項及び第六十九條の二第三項の規定は、施行日以後にこれらの規定における当該輸出の予定日から国土交通省令で定める期間さかのぼった日から

が到来する自動車について適用し、施行日前に当該輸出の予定日から国土交通省令で定める期間さかのぼった日が到来した自動車については、なお従前の例による。

第五条 新法第十八條第二項(第六十九條の三において準用する場合を含む。))の規定は、施行日以後に新法第十六條第二項の規定による一時抹消登録を受ける自動車又は施行日以後に自動車検査証を返納する検査対象軽自動車若しくは二輪の小型自動車について適用し、施行日前にこの法律による改正前の道路運送車両法(以下「旧法」という。))第十六條第二項の規定による抹消登録を受けた自動車又は施行日前に自動車検査証を返納した検査対象軽自動車若しくは二輪の小型自動車については、なお従前の例による。

第六条 第五十四條の改正規定の施行の際に旧法第五十四條第一項の規定による命令を受けている自動車については、なお従前の例による。

第七条 第六十三條の二に一項を加える改正規定(装置製作者等に係る部分を除く。))の施行の日前に旧法第六十三條の二第一項の規定による報告を受けた自動車製作者等については、なお従前の例による。

第八条 附則第二条から前条までに規定するもののほか、この法律(附則第一条各号に掲げる改正規定については、当該各改正規定。次条及び附則第十条において同じ。))の施行前に旧法又はこれに基づく命令の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて新法又はこれに基づく命令の規定に相当の規定があるものは、新法又はこれに基づく命令の相当規定によつてしたものとみなす。

(罰則に関する経過措置)

第九条 この法律の施行前にした行為及び附則第六条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第十條 附則第二條から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に關して必要となる経過措置(罰則に關する経過措置を含む。)は、政令で定める。

(印紙をもつてする歳入金納付に關する法律の一部改正)

第十一條 印紙をもつてする歳入金納付に關する法律(昭和二十三年法律第百四十二号)の一部を次のように改正する。

第二條 第一項第三号中「第三号、第四号、第六号及び第十一号」を「第五号、第六号、第八号及び第十三号」に改める。

(地方税法の一部改正)

第十二條 地方税法の一部を次のように改正する。

附則第三十二條第八項中「公害防止の下に「その他の環境保全」を加え、「抹消登録」を「永久抹消登録」に改め、同條第九項中「抹消登録」を「永久抹消登録」に改める。

(道路運送法の一部改正)

第十三條 道路運送法(昭和二十六年法律第百八十三号)の一部を次のように改正する。

第四十一條 第四項中「の規定による抹消登録」を「第十五條の二第五項又は第十六條第二項の規定による一時抹消登録」に改め、「同法」の下に「第十五條の二第五項又は」を加え、「抹消登録証明書」を「一時抹消登録証明書」に改める。

(自動車抵当法の一部改正)

第十四條 自動車抵当法(昭和二十六年法律第百八十七号)の一部を次のように改正する。

第十六條 中「による抹消登録」を「第十五條の規定による永久抹消登録、同法第十五條の二第二項の規定による輸出抹消仮登録又は同法第十六條第二項の規定による一時抹消登録」に、「同法第十六條第一項の規定による申請を」同法第十五條の二第一項の規定による輸出抹消仮登録の申請又は同法第十六條第一項の規定による一時抹消登録の申請」に改める。

第十七條 第三項中「抹消登録を」道路運送車両法第十五條の二第二項の規定による輸出抹消仮登録及び同法第十六條第二項の規定による一時抹消登録」に改め、同條第四項中「道路運送車両法」の下に「第十五條の二第一項の規定による輸出抹消仮登録の申請又は同法を、」第十六條第一項の規定による」の下に「一時抹消登録の」を加える。

(日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障條約第六條に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆國軍隊の地位に關する協定及び日本国における國際連合の軍隊の地位に關する協定の實施に伴う道路運送法等の特例に關する法律の一部改正)

第十五條 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障條約第六條に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆國軍隊の地位に關する協定及び日本国における國際連合の軍隊の地位に關する協定の實施に伴う道路運送法等の特例に關する法律(昭和二十七年法律第百二十三号)の一部を次のように改正する。

第一條 第二項中「第五十四條」の下に、「第五十四條の二」を、「第九十九條」の下に、「第九十九條の二」を加える。

(建設機械抵当法の一部改正)

第十六條 建設機械抵当法(昭和二十九年法律第九十七号)の一部を次のように改正する。

附則第六項中「第十五條又は第十六條の規定による抹消登録」を「第十五條の規定による永久抹消登録、同法第十五條の二第二項の規定による輸出抹消仮登録又は同法第十六條第二項の規定による一時抹消登録」に改める。

(土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に關する特別措置法の一部改正)

第十七條 土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に關する特別措置法(昭和四十二年法律第百三十一号)の一部を次のように改正する。

第九條 第四項中「の規定による抹消登録」を「第十五條の二第五項又は第十六條第二項の規定による一時抹消登録」に改め、「同法」の下に「第十五條の二第五項又は」を加え、「まつ消登録証明書」を「一時抹消登録証明書」に改める。

(貨物自動車運送事業法の一部改正)

第十八條 貨物自動車運送事業法(平成元年法律第八十三号)の一部を次のように改正する。

第三十四條 第四項中「の規定による抹消登録」を「第十五條の二第五項又は第十六條第二項の規定による一時抹消登録」に改め、「同法」の下に「第十五條の二第五項又は」を加え、「抹消登録証明書」を「一時抹消登録証明書」に改める。

(自動車検査独立行政法人法の一部改正)

第十九條 自動車検査独立行政法人法(平成十一年法律第百二十八号)の一部を次のように改正する。

第三條 中「公害の防止」の下に「その他の環境の保全」を加える。

理由

最近における自動車をめぐる經濟社会情勢の変化に対応し、自動車の解体及び輸出に係る抹消登録制度等を整備するほか、自動車の不正改造等の禁止規定を新設するとともに、自動車又は自動車の装置の設計又は製作の過程に起因する保安基準への不適合に対する改善措置を強化する等所要の改正を行う必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

平成十四年五月二十七日印刷

平成十四年五月二十八日発行

衆議院事務局

印刷者 財務省印刷局

B